

議案第 67 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成28年政令第226号)の施行に伴い、利子所得及び配当所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

附則第 15 条の 4 の見出し中「市民税の」の次に「課税の」を加え、同条第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号中「附則第 15 条の 4 第 1 項」を「附則第 15 条の 5 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 5 項第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 15 条の 4 第 1 項」を「附則第 15 条の 5 第 1 項」に、「、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項」に改め、「場合の」を削り、同項第 3 号中「附則第 15 条の 4 第 1 項」を「附則第 15 条の 5 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第 4 号中「附則第 15 条の 4 第 1 項」を「附則第 15 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 17 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 15 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 15 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項後段」に改め、「、第 24 条の 2 第 1 項中「第 17 条第 4 項」とあるのは「附則第 15 条の 4 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 15 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 15 条の 4 第 3 項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「後段の」の次に「規定の」を加え、「附則第 15 条の 4 第 3

項」を「附則第 15 条の 5 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 15 条の 5 とし、附則第 15 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 15 条の 4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等については、第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 2 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 10 項(同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準

用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第17条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの)に限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 14 項(同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の羽曳野市税条例附則第 15 条の 4 の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項に規定する特例

適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
<p>(外国税額控除)</p> <p>第 24 条 所得割の納税義務者が、法第 314 条の 8 に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第 314 条の 8 及び施行令第 48 条の 9 の 2 に規定するところにより控除すべき額を、第 20 条及び前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>第 24 条の 2～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 15 条の 3 省略</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p>第 15 条の 4 <u>所得割の納税義務者が支払を受け</u> <u>るべき外国居住者等の所得に対する相互主義</u> <u>による所得税等の非課税等に関する法律(昭和</u> <u>37 年法律第 144 号。以下「外国居住者等所得</u> <u>相互免除法」という。)第 8 条第 2 項に規定す</u> <u>る特例適用利子等、外国居住者等所得相互免</u> <u>除法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等</u> <u>又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 2</u> <u>項に規定する特例適用利子等については、第</u> <u>17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所</u> <u>得と区分し、その前年中の外国居住者等所得</u> <u>相互免除法第 8 条第 2 項(外国居住者等所得相</u> <u>互免除法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項に</u> <u>おいて準用する場合を含む。)に規定する特例</u> <u>適用利子等の額(以下この項において「特例適</u> <u>用利子等の額」という。)に対し、特例適用利</u> <u>子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えら</u> <u>れた第 19 条の規定の適用がある場合には、そ</u> <u>の適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて</u> <u>計算した金額に相当する市民税の所得割を課</u> <u>する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定め</u> <u>るところによる。</u></p> <p>(1) <u>第 19 条の規定の適用については、同条</u> <u>中「総所得金額」とあるのは、「総所得金</u> <u>額、附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する特例</u> <u>適用利子等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2</u> <u>第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3</u> <u>第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の</u></p>	<p>(外国税額控除)</p> <p>第 24 条 所得割の納税義務者が、法第 314 条の 8 に規定する外国の所得税等を課された場合においては、法第 314 条の 8 及び施行令第 48 条の 9 の 2 に規定するところにより控除すべき額を、第 20 条及び前 2 条の規定を適用した場合の所得割額から控除する。</p> <p>第 24 条の 2～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 15 条の 3 省略</p>

適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 10 項(同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項(同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項(同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項(同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互

免除法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 4 項(外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 3 の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 28 条第 1 項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、

第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 7 条第 14 項(同法第 11 条第 10 項及び第 15 条第 16 項において準用する場合を含む。))に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 15 条の 5 所得割の納税義務者が支払を受け
るべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。))に対し、条約適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から租税条

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の特例)

第 15 条の 4 所得割の納税義務者が支払を受け
るべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等については、第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。))に対し、条約適用利子等の額(次項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から同法第

約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率(第 3 項において「限度税率」という。)を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 5 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 5 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 5 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

3 条の 2 の 2 第 1 項に規定する限度税率(第 3 項において「限度税率」という。)を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第 3 項の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 16 項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第 18 項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第 22 項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第 24 項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

<p>(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第 15 条の 5 第 1 項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 15 条の 5 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第 20 条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項</u>に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第 15 条の 5 第 3 項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項並びに<u>附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第 15 条の 5 第 3 項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項並びに<u>附則第 5 条第 1 項、第 5 条の 3 第 1 項及び第 5 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 15 条の 5 第 3 項後段</u>の規定</p>	<p>(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第 15 条の 4 第 1 項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 15 条の 4 第 1 項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第 17 条及び第 20 条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第 3 条の 2 の 2 第 12 項</u>に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第 5 項第 1 号の規定により読み替えられた第 19 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 100 分の 5 の税率から限度税率を控除して得た率に 5 分の 3 を乗じて得た率(当該納税義務者が<u>同法第 3 条の 2 の 2 第 3 項</u>の規定の適用を受ける場合には、100 分の 3 の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第 19 条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第 15 条の 4 第 3 項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第 22 条から第 24 条まで、第 24 条の 2 第 1 項、<u>附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 22 条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第 15 条の 4 第 3 項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項前段、第 24 条、第 24 条の 2 第 1 項、<u>附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第 15 条の 4 第 3 項</u>の規定</p>
---	---

による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 5 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 5 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 5 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 24 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 15 条の 5 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適

による市民税の所得割の額」と、第 23 条第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 15 条の 4 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第 24 条の 2 第 1 項中、「第 17 条第 4 項」とあるのは「附則第 15 条の 4 第 4 項」とする。

(3) 第 25 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 15 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 15 条の 4 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の適用がある場合を除く。)における第 24 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 15 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当

用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 17 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

以下省略

等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 17 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。

以下省略